

各 位

会 社 名 澁 澤 倉 庫 株 式 会 社 代表者名 取締役社長 犬 塚 静 衞 (コード番号 9304 東証第一部) 問合せ先 管理本部人事総務部長 池 内 健 (電話 03-3660-4089)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 17 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 159 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、 お知らせいたします。

記

1. 変更理由

- 1)事業目的の多様化と今後の事業展開に備えるため、事業目的の一部を追加するとともに所要の変更を行うものであります(変更案第2条)。
- 2)「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号)が 平成 17 年 2 月 1 日から施行されたことに伴い、簡便かつ周知性の高い公告を実施するため に、公告方法の変更を行うものであります(変更案第 5 条)。
- 3)中期経営計画における設備投資等、将来の資金需要に対して機動的に対応できるよう、発行可能株式総数を変更するものであります(変更案第6条)。
- 4)株主総会の開催場所を明確にするため、新たに招集地を定めるものであります(変更案第 14条)。
- 5) 取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会 決議により、会社に対する責任を合理的な範囲に軽減できる旨を定めるものであります(変 更案第31条第1項および第40条第1項)。また、独立性の高い社外の優秀な人材を迎えら れるよう、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨を定めるも のであります(変更案第31条第2項および第40条第2項)。なお、変更案第31条の新設 につきましては、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。
- 6)辞任した監査役の補欠として選任された監査役の任期を、前任者の任期の満了すべき時までとするため、規定を新設するものであります(変更案第34条第2項)。
- 7)自己の株式の取得、剰余金の配当等を機動的に実施できるよう、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって行うものとするものであります(変更案第42条)。 これに伴い、現行定款第6条を削除いたします。
- 8)「会社法」(平成 17年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」 (平成 17年法律 87号)、会社法施行規則(平成 18年法務省令第 12号)および会社法計算 規則(平成 18年法務省令第 13号)が、平成 18年 5月 1日に施行されたことに伴い、次の とおり変更を行うものであります。

単元未満株式について行使できる権利を明確にするものであります(変更案第9条)。

株主の皆様の利便性の向上と迅速開示に資するため、株主総会参考書類等の一部についてインターネットで開示することができる旨を新設するものであります(変更 案第 16 条)。

株主総会の円滑な運営を図るため、議決権代理行使における代理人の人数を定めるものであります(変更案第18条第1項)。

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに決議があったものとみなすことを可能にするために規定を新設するものであります(変更案第27条)。

- 9)「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)により、当会社の定款には、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人に関する機関の設置、株券を発行する旨および株主名簿管理人を置く旨の定めがあるものとみなされております。これに伴い、条文の新設、所要の文言の整理を行うものであります(変更案第4条、第7条および第10条)。
- 10) その他旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正等を行うとともに、条数の変更を行うものであります。

2. 変更内容

変更内容は別紙とおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日 平成 18 年 6 月 29 日

以上

(下線は変更部分を示します。)

 現行定款
 変更案

 第 1 章 総
 則
 第 1 章 総
 則

第 2 条(目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1.倉庫業
- 2. 陸上運送業
- 3.海上運送業
- 4.港湾運送業
- 5. 陸上・海上・航空運送の取扱業
- 6. 陸海空複合貨物運送業及びその取扱業
- 7.通関業

<新 設>

- 8.車輌、運搬具その他輸送機械、荷役用機械 器具、工作機械及び鋼構造物の売買、賃貸、 製作、改造、保守、点検及び修理・整備業
- 9. 各種動力、受変電設備及び冷暖房機械設備 の据付け、保守、点検及び修理業
- 10. 建物及びその付属機械設備の付帯営繕工事及び内装工事業
- 11.前各号の仲立及び代理業
- 12.産業廃棄物の収集及び運搬業

<新 設>

- 13. スポーツ及び各種娯楽施設の経営ならび に賃貸業
- 14.不動産の売買、仲介、管理及び賃貸業
- 15. 情報システムの企画、開発、販売及び運営 管理業
- 16.損害保険代理業
- 17.前各号に付帯関連する事業

<新 設>

第 2 条(目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 倉庫業
- (2) 陸上運送業
- (3) 海上運送業
- (4) 港湾運送業
- (5) 陸上・海上・航空運送の取扱業
- (6) 陸海空複合貨物運送業及びその取扱業
- (7) 通関業
- (8) <u>医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機</u> 器の包装、表示及び保管業
- (9) 車輌、運搬具その他輸送機械、荷役用機 械器具、工作機械及び鋼構造物の売買、 賃貸、製作、改造、保守、点検及び修理・ 整備業
- (10) 各種動力、受変電設備及び冷暖房機械設備の据付け、保守、点検及び修理業
- (11) 建物及びその付属機械設備の付帯営繕 工事及び内装工事業
- (12) 前各号の仲立及び代理業
- (13) 産業廃棄物の収集及び運搬業
- (14) 古物の売買及び受託販売業
- (15) スポーツ及び各種娯楽施設の経営なら びに賃貸業
- (16) 不動産の売買、仲介、管理及び賃貸業
- (17) 情報システムの企画、開発、販売及び運 営管理業
- (18) 損害保険代理業
- (19) 前各号に付帯関連する一切の事業

第 4 条 (機 関)

<u>当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の</u>機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 4 条(公告方法)

当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株

尤

第 5 条(株式総数)

当会社の発行する株式の総数は、1億1,522 万株とする。但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。

第 6 条(自己株式の取得)

当会社は、商法第 211 条 / 3 第 1 項第 2 号の 規定により、取締役会の決議をもって、自己 株式を買受けることができる。

<新 設>

第 7 条(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)

当会社の<u>1 単元の株式の数</u>は、1,000 株とする。

2.当会社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式</u> (以下単元未満株式という。)に係わる株券を 発行しない。但し、株式取扱規程に定めると ころについてはこの限りでない。

<新 設>

第 5 条(公告方法)

当会社の公告<u>方法</u>は、<u>電子公告と</u>する。<u>但し、</u> 事故その他やむを得ない事由によって電子公 告による公告をすることができない場合は、 日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株

定

第 6 条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、2億4,000万株とする。

<削る>

第 7 条(株券の発行)

当会社は、株式に係る株券を発行する。

第 7 条(1単元の株式数及び単元未満株券の不発 | 第 8 条(単元株式数及び単元未満株券の不発行)

当会社の単元株式数は、1,000株とする。

2.当会社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満</u> 株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱 規程に定めるところについてはこの限りでない。

第 9 条(単元未満株式についての権利)

当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に 掲げる権利以外の権利を行使することがで きない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式 の割当て及び募集新株予約権の割当て を受ける権利

第 8 条(株式取扱規程)

当会社の株券の種類ならびに株式の名義書 換、単元未満株式の買取り、その他株式に関 する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の ほか、取締役会において定める株式取扱規程 による。

第 9 条(名義書換代理人)

当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。

- 2. <u>名義書換代理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。
- 3.当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿<u>は、名義書換代理人の事務取扱場所に</u>備置き<u>株式</u>に関する一切の事務は、<u>名義書換代理人に取扱わせ、</u>当会社においては、これを取扱わない。

<新 設>

第10条(株主の届出)

株主(実質株主を含む。以下同じ。) 登録質 権者又はそれらの代理人は、その住所、氏名 及び印鑑を当会社の名義書換代理人に届け出 るものとする。

- 2.前項の者が、外国に居住する場合は、日本国内に仮住所又は代理人を定めて、これを当会社の名義書換代理人に届け出るものとする。
- 3.前2項に定める届出事項に変更があった場合 は、これを当会社の名義書換代理人に届け出 るものとする。

第11条(基準日)

当会社は、毎営業年度末の最終の株主名簿に 記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その営業年度に関する定時株主総会に おいて権利を行使すべき株主とする。

2.前項のほか、臨時に必要がある場合には、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもっ

<削る>

第 10 条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3.当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。<u>) 新株予約権原簿</u>及び株券喪失登録 簿<u>の作成ならびに</u>備置き<u>その他の株主名簿、</u> 新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する 事務は、<u>これを株主名簿管理人</u>に<u>委託し、</u>当 会社においては、取り扱わない。

第 11 条 (株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、 法令又は本定款のほか、取締役会において定 める株式取扱規程による。

<削る>

<削る>

て、その権利を行使すべき株主とする。

第3章株主総会

第12条(総会の招集)

定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、 臨時株主総会は、必要<u>に応じて</u>これを招集す る。

<新 設>

第13条(議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主を 代理人として、その議決権を行使することが できる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証 する書面を当会社に提出するものとする。

<新 設>

第14条(総会の議長)

株主総会<u>の議長</u>は、取締役社長が<u>これに当たる。取締役社長に事故あるときは、他の取締役がこれに代わる。</u>

<新 設>

<新 設>

第3章株主総会

第12条(招集)

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを 招集し、臨時株主総会は、必要<u>あるときに随</u> 時これを招集する。

第13条(定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、 毎年3月31日とする。

<削る>

第 14条(開催場所)

<u>当会社は、東京都各区内で株主総会を開催する。</u>

第15条(招集権者及び議長)

株主総会は、取締役社長が<u>これを招集し、議</u> 長となる。

2.取締役社長に事故があるときは、取締役会に おいてあらかじめ定めた順序に従い、他の取 締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開 示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算 書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報 を、法務省令に定めるところに従いインター ネットを利用する方法で開示することによ り、株主に対して提供したものとみなすこと ができる。

第15条(決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の 定めがある場合<u>のほか、</u>出席株主の議決権の 過半数をもってする。

2.<u>商法第343条</u>に定める<u>特別</u>決議は、<u>総</u>株主の 議決権の3分の1以上を有する株主が出席 し、その議決権の3分の2以上をもってする。

<新 設>

第16条(総会の議事録)

株主総会<u>の</u>議事の経過の要領及びその結果 <u>は、</u>議事録に記載又は記録<u>し、議長及び出席</u> <u>した取締役が記名押印又は電子署名</u>して、これを 10 年間本店に、その謄本を 5 年間支店に 備置く。

第 4 章 取締役及び取締役会

第17条(定員)

当会社に取締役 15 名以内を置く。

第18条(選任)

取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任<u>に</u>は、<u>総</u>株主の議決権の3分の 1以上を有する株主<u>の</u>出席<u>を要する。</u>

<u>2.</u>取締役の選任<u>について</u>は、累積投票によらない。

第19条(任期)

取締役の任期は、<u>就任</u>後1年<u>内の最終の決算</u> <u>期</u>に関する定時株主総会終結の時<u>に満了す</u> <u>る。</u>

第 17 条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の 定めがある場合<u>を除き、</u>出席<u>した議決権を行</u> 使することができる 株主の議決権の過半数を もって行う。

2. <u>会社法第 309 条第 2 項</u>に定める決議は、<u>議決</u> <u>権を行使することができる</u>株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第18条(議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使するこ とができる。

2.株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を 証明する書面を当会社に提出しなければなら ない。

第19条(総会の議事録)

株主総会<u>における</u>議事の経過の要領及びその 結果<u>ならびにその他法令で定める事項を</u>議事 録に記載又は記録して、これを10年間本店に、 その謄本を5年間支店に備置く。

第 4 章 取締役及び取締役会

第20条(員数)

当会社の取締役は、15名以内とする。

第21条(選任方法)

取締役は、株主総会において選任する。

- 2.取締役の選任<u>決議</u>は、<u>議決権を行使すること</u> ができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- <u>3.</u>取締役の選任<u>決議</u>は、累積投票によらない<u>も</u> <u>のとする。</u>

第22条(任期)

取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する</u> 事業年度のうち最終のものに関する定時株主 総会の終結の時までとする。

第20条(代表取締役・役付取締役)

<u>当会社を代表すべき取締役は、</u>取締役会<u>の</u>決 議によりこれを定める。

2.取締役会は、その決議に<u>より、</u>取締役会長<u>1</u> 名、取締役副会長<u>1名</u>、取締役社長<u>1名</u>、取 締役副社長、専務取締役<u>及び</u>常務取締役各若 干名を定めることができる。

第21条(取締役会)

取締役会は、取締役をもって組織し、法令又 は本定款に定める事項のほか、当会社の重要 な業務執行を議決する。

2.取締役会は、取締役会長が招集してその議長 となる。

取締役会長に欠員又は支障があるときは、取 締役会においてあらかじめ定めた順序によ り、他の取締役がこれに代わる。

- 3.取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取 締役及び各監査役に対し発する。但し、緊急 のときは、この期間を短縮することができる。
- 4. 取締役会に関しては、法令又は本定款のほか、 取締役会で定める取締役会規則による。

<新 設>

<新 設>

<新 設>

第23条(代表取締役及び役付取締役)

取締役会<u>は、その</u>決議に<u>よって代表取締役を</u> 選定する。

2.取締役会は、その決議に<u>よって</u>取締役会長、 取締役副会長、取締役社長<u>各1名、</u>取締役副 社長、専務取締役<u>、</u>常務取締役各若干名を定 めることができる。

<削る>

第24条(取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を 除き、取締役社長がこれを招集し、議長とな る。

2.取締役社長に事故があるときは、取締役会に おいてあらかじめ定めた順序に従い、他の取 締役が取締役会を招集し、議長となる。

第25条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに 各取締役及び各監査役に対して発する。但し、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮す ることができる。

2.取締役及び監査役の全員の同意があるときは、 招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第26条(取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができ る取締役の過半数が出席し、出席した取締役 <新 設>

第22条(取締役会議事録)

取締役会の議事の経過の要領及びその結果 は、議事録に記載又は記録し、出席した取締 役及び監査役が記名押印又は電子署名して、 これを 10 年間本店に備置く。

<新 設>

<新 設>

<新 設>

の過半数をもって行う。

第27条(取締役会の決議の省略)

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たした ときは、取締役会の決議があったものとみな す。

第28条(取締役会の議事録)

取締役会の議事の経過の要領及びその結果<u>ならびにその他法令に定める事項を、</u>議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名して、これを 10 年間本店に備置く。

第 29 条(取締役会規則)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款の ほか、取締役会において定める取締役会規則 による。

第30条(報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価 として当会社から受ける財産上の利益(以下、 「報酬等」という。)は、株主総会の決議によ って定める。

第31条(取締役の責任免除)

当会社は、取締役(取締役であった者を含む。) が善意でかつ重大な過失がない場合は、会社 法第 423 条第 1 項の賠償責任につき、法令の 限度において、取締役会の決議によって免除 することができる。

2.当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、社外取締役が善意でかつ重大な過失がない場合は、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第23条(定員)

当会社に監査役5名以内を置く。

第24条(選任)

監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任<u>に</u>は、<u>総</u>株主の議決権の3分の 1以上を有する株主<u>の</u>出席<u>を要する。</u>

第25条(任期)

監査役の任期は、<u>就任</u>後4年<u>内の最終の決算</u> <u>期</u>に関する定時株主総会終結の時<u>に満了す</u> <u>る。</u>

<新 設>

第26条(常勤監査役)

監査役は、<u>互選により、</u>常勤の監査役を<u>定め</u> る。

第27条(監査役会)

監査役会は、監査役をもって組織し、法令又 は本定款に定める事項のほか、監査役の権限 の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務執 行に関する事項を決定する。

- 2.監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監 査役に対し発する。但し、緊急のときは、こ の期間を短縮することができる。
- 3.監査役会に関しては、法令又は本定款のほか、 監査役会で定める監査役会規則による。

<新 設>

第 5 章 監査役及び監査役会

第32条(員数)

当会社の監査役は、5名以内とする。

第33条(選任方法)

監査役は、株主総会において選任する。

2.監査役の選任<u>決議</u>は、<u>議決権を行使すること</u> ができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第34条(任期)

監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する</u> 事業年度のうち最終のものに関する定時株主 総会の終結の時までとする。

2.任期の満了前に退任した監査役の補欠として 選任された監査役の任期は、退任した監査役 の任期の満了する時までとする。

第35条(常勤の監査役)

監査役会は、<u>その決議によって</u>常勤の監査役 を選定する。

<削る>

第 36 条(監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、監査役が、会日の3 日前までに各監査役に対して発する。但し、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮す ることができる。

<u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>

第28条(監査役会議事録)

監査役会の議事の経過の要領及びその結果 は、議事録に記載又は記録し、出席した監査 役が記名押印又は電子署名して、これを10年 間本店に備置く。

<新 設>

<新 設>

<新 設>

第 6 章 計

第29条(営業年度)

当会社の営業年度は、毎年4月1日<u>より</u>翌年 3月31日まで<u>とし、営業年度の末日に決算を</u> 行う。

<新 設>

第37条(監査役会の議事録)

監査役会の議事の経過の要領及びその結果<u>ならびにその他法令に定める事項を、</u>議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名して、これを 10 年間本店に備置く。

第 38 条(監査役会規則)

監査役会に関する事項は、法令又は本定款の ほか、監査役会において定める監査役会規則 による。

第39条(報酬等)

<u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって</u> 定める。

第40条(監査役の責任免除)

当会社は、監査役(監査役であった者を含む。) が善意でかつ重大な過失がない場合は、会社 法第 423 条第 1 項の賠償責任につき、法令の 限度において、取締役会の決議によって免除 することができる。

2.当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、社外監監査役が善意でかつ重大な過失がない場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、700万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章計 算

第 41 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日<u>から</u>翌年 3月31日まで<u>の1年とする。</u>

第 42条(剰余金の配当等の決定機関)

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別 段の定めがある場合を除き、取締役会の決議 により定める。

笪

第30条(利益配当金)

当会社の利益配当金は、毎営業年度末の最終 の株主名簿に記載又は記録された株主又は登 録質権者にこれを支払う。

第31条(中間配当)

当会社は、取締役会の決議により、毎年9月 30日の最終の株主名簿に記載又は記録された 株主又は登録質権者に、商法第293条ノ5の 規定による金銭の分配(以下中間配当とい う。)を行うことができる。

第32条(除斥期間)

利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免れる。

第43条(剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日 とする。
- 3.前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

<削除>

第44条(配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上